

日本スポーツ振興センター「災害共済給付金」の申請について

学校の管理下（授業，特別活動，休み時間，部活動等）でおきた災害（負傷・疾病）に対して，「災害共済給付金」（以下「給付金」）が支払われます。

災害の種類	災害の範囲
負傷	学校の管理下の事由によるもので，療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	学校の管理下の事由によるもので，療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち，文部科学省令で定めるもの

※1 「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは，初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。

例えば，被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合，通常自己負担は医療費の 3 割ですので，自己負担分が $5,000 \text{円} \times 0.3 = 1,500 \text{円}$ 以上のものが対象になります。複数の医療機関にかかった場合，病院外の薬局で薬を処方された場合はそれらの総額が対象になります。

※2 交通事故と物損については対象外です。

※3 詳細は SCHOOL NET の保健室「[災害共済給付制度 PDF](#)」をご覧ください。

申請に必要な書類

- ・医療等の状況 医療費の証明（医療機関ごとに記入を依頼して下さい）
接骨院の場合は「医療等の状況（接骨院）」を使用して下さい。
- ・調剤報酬証明書 病院外の薬局で薬を処方された場合は，薬局に記入を依頼して下さい。

※1 治療が数ヶ月にわたるときは，**療養月ごとに各書類が必要**です。

※2 上記書類は，SCHOOL NET の〈各種書式ダウンロード〉からダウンロードできます。

※3 すべての治療が終了（治癒）してから，「医療等の状況」，「調剤報酬証明書」等を**まとめて保健室に提出**して下さい。

※4 治療が長期（6ヶ月以上）にわたる場合は，治療途中でも給付金を受け取ることができますので保健室にご相談下さい。（2年以上請求を行わなかった場合，給付を受けられなくなります。）

※5 装具を作成した場合，治療終了後数ヶ月～1年後に再受診する場合は保健室にご連絡下さい。

給付金の支払い

上記書類を保健室に提出した 2～3 ヶ月後に，授業料引き落とし口座に，設置者（神奈川大学）から給付金が振り込まれます。（振込人 ガク ｶﾞｸﾞｶﾞｸ ）